

中期計画

平成16年6月 3日 文部科学省認可

平成18年3月31日 文部科学省認可

国立大学法人 京都工芸繊維大学

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第31条の規定により、国立大学法人京都工芸繊維大学が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

○各年度の学生収容定員

別表のとおり。

(1) 教育プログラムの内容と方法に関する目標を達成するための措置

学部レベル

1) 本学の個性的なマインド（KITマインド）を醸成する科目の整備、提供

ア) 人間教養科目として、「科学と芸術」、「京都の伝統と先端」、「科学技術と環境」、「科学技術と倫理」などの科目群を整備し、提供する。

イ) 各科目群に3～4の科目（講義又は演習・実習）を整備し、提供する。

ウ) 各科目群から1科目以上の単位取得を義務づける。

エ) KITマインドに関するテーマについて論文を公募し、優秀者を表彰する。

オ) 上記措置は、平成16年度に準備し、平成17年度から実施する。

2) 異分野、境界領域等の知識の幅を広げるための科目の提供

ア) 学科を超えて履修できる専門交流科目群を提供する。

イ) 「生物・生命系」、「物質・材料系」、「生産・情報系」、「造形・経営系」などの専門交流科目群を提供する。各科目群は2～3の専門講義科目により構成する。

ウ) 学生が所属する学科が提供する科目群以外から1科目以上の単位取得を義務づける。

エ) 上記措置は、中期目標前期に準備を進め、平成19年度から実施する。

3) 国際的に通用する技術者教育プログラムの提供

ア) 教育認定機構による教育基準や国際教育推奨基準に沿った教育プログラムを提供する。

イ) JABEE（日本技術者教育認定機構）コースの拡大を図る。

ウ) UNESCO-UIA推奨基準に沿った建築家教育プログラムを提供する。

エ) 専門基礎科目及び英語科目に全学共通の到達評価基準を導入する。これに伴い、TOEIC等を組み入れた実践的な英語教育を展開する。

イ) 英語の単位認定において、自己申告に基づきTOEIC等の成績を反映させる。

ウ) 大学院の入試にTOEIC等の成績を活用する。

オ) 上記措置は、平成16年度に準備を開始し、平成17年度から順次実施する。ただし、ア)のイ)については、平成16年度から準備を進め、平成17年度を目途にJABEE対応授業科目の整備を行い、早期の認定申請を目指す。

4) 学習目標に沿った体系的教育課程の提供

ア) 後述の総合教育センターにおいて、科目の体系化、共通化を図り、教科課程表を整備する。

イ) 全ての科目について、明確化、体系化、共通化の方向で見直しを行うとともに、授業時間割の整理を行い、履修計画を立てやすいようにする。

ウ) 卒業後に、産業界をはじめ社会の各分野において専門技術者として活躍できるよう、また、研究者や高度専門職業人を目指す者にとっては大学院進学など、多様な進路を想定した推奨履修メニューを提供する。

エ) 上記措置は、平成16年度より着手し、平成17年度から本格実施する。

大学院レベル

1) 学部、学内附属教育研究センター等との連携による専門教育効果の増大

ア) 大学院の教科課程を学部教科課程との連携も含めて総合的に整備する。

イ) 専門分野の近い専攻群ごとに、大学院共通科目を整備し、提供する。

ウ) 大学院科目の一部を学部生にも提供し、大学院生・学部生双方の向学心を高める。

エ) 大学院レベルでも感性や知識の幅を広げられるよう開講科目の履修について引き続き配慮する。

オ) 学内附属教育研究センター等と連携し、センター等提供科目の増加を図るとともに科目の位置づけを明確化して、教育研究の幅の拡大を図る。

カ) 上記措置は、平成16年度より着手し、平成17年度から本格実施する。

2) 境界領域や融合領域など新しい学問分野へのチャレンジ精神を高めるための科目の提供

ア) 本学の重点領域研究や異分野・境界領域を重視した専攻横断科目を新たに提供する。

イ) 上記措置は、平成16年度に準備し、平成17年度から実施する。

3) 国際的に活躍できる技術者・研究者の養成

ア) 修士論文の英文概要の提出を義務化し、ホームページで公開する。

イ) 国際学会等での発表を奨励するため本学国際交流奨励基金等による経済的援助(現在3人程度)を充実し、英語でのプレゼンテーション能力を向上させる。

ウ) ITを活用して、国内外教育研究機関との相互教育交流を推進する。

エ) 上記措置は、平成16年度から実施する。

4) 高度専門職業人の養成と社会人ブラッシュアップ教育の充実

ア) 従来の研究重視型の大学院博士前期課程とは異なる、高度専門職業人の養成に適した修了要件の修士課程を設置する。

イ) 社会人学生への教育体制を充実させるため履修上の便宜を図り、e-エデュケーション等を推進する。

ウ) 上記措置は、平成16年度に準備を開始し、ア)については平成18年度の設置を目指す。イ)については平成17年度から順次実施する。

(2) 実施体制、学習環境の整備に関する目標を達成するための措置

1) 「総合教育センター」の設置

ア) 学部教育、大学院教育などの教育全体について、総合的な機能を有するセンターとして「総合教育センター」を設置する。

- ）開設科目や授業時間割の見直しなどの体系的な教育プログラムを機動的に立案・実施するとともに、これに必要な教員配置計画を立案し、人事委員会に申し出る。
 - ）工科系大学との連携授業など他大学等との共同教育、学内附属施設との教育連携について総合調整を行い、これを推進する。
 - ）学生の授業評価やファカルティ・ディベロップメントなどを充実し、教育内容・方法等の改善・向上への提言を行う。
 - ）GPA制度の効果的な運用など、適切な成績評価方法について研究し、改善・向上への提言を行う。
 - ）情報化推進委員会と共同して、大学院の社会人や留学生を対象にe-エデュケーションを推進する。
 - ）総合教育センターは、教職員による兼務のほか、必要に応じ、一定期間センターを本務とする教員で構成する。
- イ）教育方法の改善及び教育の質の向上を図るため、教育に関する自己点検・評価及び学外有識者による検証を行う。その際、中期目標・中期計画に掲げた重点事項について特に留意して行うとともに、当該結果に基づく改善計画を立案し実施する。
- ウ）上記の評価及び検証については、自己点検・評価に関する項を参照のこと。
- エ）総合教育センターは平成16年度に設置し、平成17年度から本格活動する。
- 2) 学習環境の整備
- ア）附属図書館の学習環境の整備、講義室の空調及び機器の整備、少人数用演習室及び自習室の整備、IT環境の整備などを行う。
 - イ）上記については、平成16年度に環境・施設委員会において整備計画案を策定し、平成17年度から順次実施する。
- (3) 学生支援に関する目標を達成するための措置
- 1) 「学生支援センター」の設置
- ア）入学時から卒業後までを含めて学生の支援を総合的に行う「学生支援センター」を設置する。
 - ）学生の生活・学習・進路・健康などの相談と支援及び就職活動支援や学生の顕彰を一体的に行う。
 - ）学生支援センターに「学生相談室」を置き、教職員による相談員のほか、大学院学生相談員の協力も得て、生活・学習・進路相談を行う。相談員には、事前の講習・研修の機会を与える。
 - ）学生が学習活動に専念できるよう、ホームページなどで学生生活上必要な情報を提供する。また保健管理センターと連絡会議を設置して定期的に情報交換を行い、学生の心身の健康維持に必要な情報提供や支援を行う。
 - ）学外者を招へいして、学内では得られない学生の職業意識等の涵養を図り、将来のキャリアアップのための機会を提供し、就職に関する学生からの相談にきめ細かく応じられるようキャリアアドバイザーを置く。
 - ）学生支援センターは、教職員による兼務のほか、必要に応じ、一定期間センターを本務とする教員で構成する。
 - イ）学生支援センターは平成16年度に設置し、活動を開始する。

- 2) メンター（助言者）制の導入
 - ア) 入学時から、各年度ごとに全ての学生に教員のメンターを配置する。
 - イ) 上記措置は、平成17年度から実施する。
 - 3) 就職支援の改善と充実
 - ア) 各企業がニーズにあった人材を得やすいよう、本学の教育研究の取組み状況を広報誌やホームページでより積極的に紹介し、より広範に配布する。
 - イ) 就職用の「企業向け大学案内」を年1回作成し、配布するとともに、企業に求人についてのアンケートを実施し、それをまとめた情報を学生に提供する。
 - ウ) 入学後早期から、将来の進路についての意識形成を図るため、低学年の学生も対象とした就職ガイダンスを実施する。
 - エ) 上記1)ア)に加え、既存の「就職資料室」の資料やホームページによる就職情報の充実を図り、学生の就職活動を支援する。
 - オ) 上記措置は、平成16年度に検討し、平成17年度から実施する。
 - 4) 卒業生との連携の強化
 - ア) 学生支援センターにおいて、同窓会組織の協力を得て卒業生のフォローアップの方策を検討する。
 - イ) ホームページの卒業生との連絡ページを充実させる。
 - ウ) 上記ア)の措置は、平成17年度末までに検討結果をまとめ、実施可能なものから順次実施する。イ)の措置は、平成16年度に検討し、平成17年度から実施する。
- (4) 入学試験と入学前学生への教育支援に関する目標を達成するための措置
- 1) 新たな機能を有する「アドミッションセンター」の設置
 - ア) 既設のアドミッションセンターと入学者選抜方法等研究委員会を核にして、新たな「アドミッションセンター」を設置する。
 - イ) A0入試における選抜方法の企画・立案及び合格後の入学前教育支援を担当する。
 - ロ) 一般選抜における選抜方法の企画・立案並びに入試広報活動の企画・立案、大学説明会を担当する。
 - イ) 本学のアドミッションポリシーを積極的に学外に周知するために、広報誌や入学情報ホームページを充実するとともに、入試広報活動を広域化する。
 - ウ) アドミッションポリシーに対応する能力を把握するための出題教科・科目の設定と実技検査、小論文、面接等の工夫・改善を図る。
 - エ) アドミッションセンターは、平成16年度に設置し、活動を開始する。
 - 2) 大学院博士前期課程における入試の多様化
 - ア) 秋季入学入試を実施する専攻を増やす。
 - イ) 社会人特別選抜入試、留学生特別選抜入試を年複数回実施する。
 - ウ) 上記措置は、平成16年度から順次実施する。
- (5) 地域社会への教育貢献に関する目標を達成するための措置
- 1) 生涯学習・リフレッシュ教育の推進
 - ア) 総合教育センターによって、毎年、公開講座、市民講座、体験学習講座を企画し、全学の支援を得て現行の10回程度の開催をさらに拡充し、計画的に実施する。

- イ) 本学の特色ある人間教養科目を中心に市民向けの聴講対象科目として公開し、積極的に広報を行う。
 - ウ) 学部専門科目、大学院科目を社会人リフレッシュ、ブラッシュアップ教育のための聴講対象科目として公開し、積極的に広報を行う。
 - エ) 丹後サテライトにおいて企業支援プログラムに加え、地域のニーズにあった新たな教育プログラムを開発する。
 - オ) 上記措置は、平成16年度から順次実施する。
- 2) 特色ある学内共同利用施設の公開と市民講座・シンポジウム等の開催
- ア) 美術工芸資料館はアート・アンド・デザイン・ミュージアムとして、収蔵品の公開や独自の展覧会、公開シンポジウムを開催し、市民へのより積極的な広報を行う。
 - イ) 生物資源フィールド科学教育研究センターでは、これまでの実績をベースに、実験を中心とした市民向け公開講座を拡充開催する。
 - ウ) ショウジョウバエ遺伝資源センターなどの特色ある学内共同利用施設では、体制等の充実強化を図り、公開の研究成果シンポジウム等を積極的に企画する。
 - エ) 上記措置は、平成16年度から全学の支援も得て順次実施する。
- 3) 高大連携教育の推進
- ア) 総合教育センターを中心に、高校と共同で教育研究協議会（仮称）を設置し、出前授業、研究授業、体験入学等を通して、高校・大学双方の教育改革に資する。
 - イ) 上記措置は、平成16年度に着手し、平成17年度以降本格実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 特色ある研究の重点的推進に関する目標を達成するための措置

1) 重点領域研究の推進

- ア) 「研究推進本部」を設置し、ケモバイオ繊維、環境エレクトロニクス、成熟都市に向けた造形文化、昆虫機能とナノテクなど、既に重点的に取り組んでいる研究プロジェクトの組織・計画を見直した上で、継続する必要があると認められるものについては、適切な支援を行う。
- イ) 上記研究プロジェクトに加えて、本学が目指すヒューマン・オリエンティッド・テクノロジーの確立に資する研究課題を学内COEとして公募し、学内外の有識者の協力を得て審査決定し、支援する。
- ウ) 上記重点領域研究プロジェクトについては、研究シンポジウム等により内外に定期的に成果を公表し、評価を受ける。
- エ) 研究推進本部は、教職員による兼務のほか、必要に応じ、一定期間同本部を本務とする教員で構成する。
- オ) 上記の措置は、平成16年度から実施する。

2) 「新しい研究の芽」の育成

- ア) 研究推進本部において研究課題を公募し、審査の上決定し支援する。
- イ) 年度ごとに研究報告の提出を求めホームページで公開する。
- ウ) 上記の措置は、平成16年度から実施する。

3) 国際研究拠点の形成

- ア) 政府・国際協力機関等が実施する国際協力事業に積極的に参画するとともに、研究

推進本部は、後述の国際交流センターと協力し、本学が重点的に取り組むテーマなどについて、協定校群を中心とした国外の大学・研究機関等との連携を強化する方策を講じる。

イ) 上記の措置は、平成17年度から実施する。

4) 研究水準・成果の不断の検証

ア) 研究推進本部において、研究業績を含む「研究総覧」をデータベース化してホームページで公表する。

イ) 研究水準及び研究成果等の検証と評価は、定期的な自己点検・評価及び外部有識者による検証を通して行う。その際、研究成果が本学の教育研究の向上や研究の重点項目の達成に寄与しているかなどの観点を踏まえ厳密に行う。

ウ) 研究推進本部は、評価結果に基づき、必要な支援や助言を行う。

エ) 上記の検証及び評価は、自己点検・評価に関する事項を参照のこと。データベース化については、平成16年度中に整備し公表する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1) 研究組織の柔構造化

ア) 研究推進本部において、新領域、境界領域、融合領域や重点的に取り組む領域などへ柔軟かつ機動的に対応できる学部、学科、専攻の枠を越えた研究グループを組織する。

イ) 上記ア)において、特に異分野の若手研究者を中心としたプロジェクト研究により、将来の研究の中核となり得る萌芽的・先導的研究を重点的に推進する。

ウ) 大学院生等の積極的参加を促して、プロジェクト研究へRA経費を重点配分するなどの支援体制を強化する。

エ) 重点領域の研究に取り組む教員に、一定期間教育やその他の業務を免除するサバティカル制度を導入する。

オ) 上記の措置は、平成16年度に準備し、平成17年度から順次実施する。

2) 研究基盤の計画的整備

ア) 本学が重点的に取り組む研究領域における研究活動の一層の高度化・活性化を図る観点から、研究推進本部において、特色ある附属教育研究施設と協力しつつ、当該施設の整備方策を立案する。

イ) 研究に必要な設備等の一元集中管理や共同利用を促進し、効率的・効果的使用を図るとともに、それらを計画的に整備・拡充する観点から、研究推進本部において具体的方策を検討する。

ウ) 上記の措置については、平成16年度に方策を定め、平成17年度より同方策に沿って実施する。

3) 客観的で公正な評価による競争原理の徹底

ア) 研究へのモチベーションを高めるため、研究推進本部は、研究実績の評価に基づく研究費配分等の制度の改善を検討する。

イ) 上記に関し、平成16年度にその方途の取りまとめを行う。

3 社会との連携協力、国際的な交流協力に関する目標を達成するための措置

(1) 産官(公)学連携の推進及び知的財産の形成に関する目標を達成するための措置

1) 全学的・組織的で機動性ある産官(公)学連携の推進

ア) 地域共同研究センター、インキュベーション・ラボラトリー及び大学院ベンチャー・ラボラトリー、機器分析センターの相互連携を強化して一体的に機能させる「産学連携機構」を設置し、全学的・能動的な産学連携体制を構築する。

イ) 地域や企業及び近畿経済産業局との連携を積極的に推進し、技術移転、技術指導、技術相談、情報の提供など、地域貢献事業を充実し推進するほか、企業等との包括研究連携契約を締結し産学連携を加速させる。また、丹後サテライトにおける企業支援プログラムによる事業展開を引き続き推進し、地域産業の活性化に貢献する。

ウ) 大学発ベンチャーの創出・育成を推進するため、インキュベーションルームの貸与、学部及び大学院にベンチャー関連授業科目の提供、外部専門家を招へいしての指導・助言など、ハード及びソフトの両面から積極的に支援する。

エ) 産官(公)学連携の推進による積極的な事業展開等を図りつつ、平成16年度以降も外部資金の受入れについて着実な拡充を図る。

オ) 産学連携機構は平成16年度に設置し、活動を開始する。

2) 知的財産本部機能の整備

ア) 学外TL0や弁理士会等との連携も視野に入れつつ、知的財産本部機能を有する組織を整備する。

イ) 上記組織においては、特許等の創出、取得、管理、運用に関する総合的な知的財産戦略を構築して、これを実施推進するとともに、知的財産に関する講習や研修を実施して人材育成にも努める。

ウ) 知的財産本部の設置については、知的財産のストックとフローの動向等を調査分析しつつ、平成16年度末の発足を目指す。

(2) 国際交流の推進に関する目標を達成するための措置

1) 国際交流推進体制の構築

ア) 「国際交流センター」を設置し、研究者交流及び留学生の入学から卒業後までの指導・支援を含む総合的な国際交流推進体制を構築する。

イ) 国際交流協定校の増加(10%程度)を図るとともに、協定更新時には実質の伴わない協定や必要な水準に達しない協定を見直す。また、交流協定校コーディネーターの組織化を行い、先進各国との教員や学生の交流を促進するなど、交流の質的向上を図る。

ウ) EU-Japanなどのグループ間交流に参画し、先端材料科学分野において日本におけるグルーピングの中核となる。

エ) 国際交流センターは、教職員による兼務のほか、必要に応じ、一定期間センターを本務とする教員で構成する。

オ) 上記措置は、平成16年度から実施する。

2) 若手人材の重点的育成

ア) 本学独自の国際交流に関する資金や外部資金を活用し、学生や若手研究者に特に重点を置き、協定校への派遣や国際研究集会への参加等を支援する。

イ) 上記措置については、平成16年度から着手し、国際交流事業全体に占める比率を飛躍的に高める。

3) 教育研究協力事業の重点的推進

ア) 本学が推進する特定テーマに重点をおいて、協定大学等との国際共同教育研究や技術協力を推進する。

イ) 大学院に国際コースを設置し、途上国等から優秀な留学生を確保して、修士・博士一貫教育により4年で学位を授与する。なお、毎年度の受け入れ留学生の目標数を2名とする。

ウ) 途上国等に拠点交流大学を設定し、教員の派遣、学生(院生)の研修をも組み込んだ交流教育プログラムを展開する。

イ) ヴィエトナム、タイをはじめとする東南アジア各国の協定大学群のうちから拠点大学を選定し、大学院レベルでのサンドイッチ・プログラムをはじめ各種教育交流プログラムを実施する。

エ) 上記事業の実施にあたっては、本学独自の資金や外部資金を重点的に充当する。

オ) 上記措置については、平成16年度から着手し、上記2)とともに、国際交流事業全体に占める比率を飛躍的に高める。

4 学術情報の集積・発信に関する目標を達成するための措置

1) 学術情報集積・発信機能の整備

ア) 情報化推進委員会において、学内で創出される学術情報の体系的収集と総合化を推進し、学術情報の発信窓口を一元化した「KIT学術情報ポータル」(仮称)の構築・運用に向けた計画を策定する。

イ) 上記措置は、平成17年度までに学術情報の所在、電子ジャーナル等に関する必要な調査を進め、平成18年度に学術情報ポータルを構築して中期目標後期の実施に対応する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1) ユーザー・オリエンティッドの大学運営の徹底

ア) 学生の履修上・生活上の支援、社会との連携などについて、教職員が一体となった窓口と責任体制を明確にする。

イ) 効果的な教育の提供、異分野との研究交流の促進等を容易にするため、教育研究組織の柔構造化を図る。

ウ) 上記ア)及びイ)の具体的措置については、上記該当する事項欄を参照のこと。

2) トップマネジメントに必要なマーケティング手法の活用

ア) 大学戦略室等作業部会の強化

イ) 平成15年度から設置されている大学戦略室の経験を踏まえ、平成16年度から各種作業部会を設置し、大学運営の改善充実に向け、機動的な体制を構築する。役員会等からの指示による事項の調査研究のほか、必要な事項につき、自ら情報収集、調査分析等を実施する。

進にも配慮しつつ、平成16年度中を目途に策定し、公表する。イ)の人事評価制度は、平成16年度中に整備し、平成17年度から実施する。

2) 研修等人材育成計画の策定

ア) 次のような措置により、若手人材の育成を図る。

）教育研究組織の長及び事務局の課・室長は、それぞれ自己の属する組織の教員及び事務職員等の研修等人材育成計画について検討し、その結果を教員に関する事項は人事委員会に、事務職員等については、事務局長にそれぞれ提出する。

）人事委員会等は、上記結果報告を踏まえ、人事基本方針に基づき、教職員の資質向上のための研修計画を立案する。

イ) 研修計画等人材育成に関する計画は、平成17年度内に策定し、これを公表の上、平成18年度から実施する。

なお、現場を離れて研修等を行う教職員の比率は、全体の5%程度まで高める。

3) 優れた人材を確保する方策の策定

ア) 次のような措置により、人材の確保を図る。

）人事委員会等は、人事基本方針に基づき、教職員の人材確保方策のガイドラインを策定する。

）教員については、教育研究組織の長が、上記ガイドラインに沿って、第一期中期目標期間における確保計画を作成して学長に提出する。

）人事委員会は、当該確保計画を審査の上、意見を付して学長に答申する。

）教育研究組織の長は、承認された確保計画に沿って、具体的個別的確保案件が生じたときは、その都度、人事委員会に申請する。

）人事委員会は、上記個別案件を審査し、学長に答申するほか、学内教員の教育研究活動の評価や学外研究者の活動等についての自らの調査等に基づき、本学への貢献が高いと認めるときは、個別確保案件を直接、学長に建議することができる。

イ) 上記ガイドラインは、平成17年度に策定し、平成18年度から適用する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1) 事務等の外部評価の実施

ア) 私学等他大学や企業等による本学の事務処理体制等に関する外部評価を実施する。

イ) 当該評価に基づき、改善案を作成し、実施する。

ウ) 事務局の外部評価については、平成16年度の実績を対象に、平成17年度に実施する。

2) 事務処理の簡素化・迅速化及び事務の重点化

ア) 専決規程の見直し等により決裁時間を短縮する。

イ) 大学経営に直接関係する会議等を除き、議事録等の報告書は、原則として会議メンバーが作成し、必要に応じて公表する。

ウ) 本学の事務処理方法について、上記1)ア)による評価を実施し、改善を図る。

エ) 上記措置については、平成16年度から順次実施する。

3) アウトソース、支援要員の確保

ア) 上述の外部評価結果等を踏まえ、外部委託が適切なものについては、極力アウトソース化を図る。

- イ) 教育研究支援にかかる事務のうち、適当と認められるものについては、本学学生やその他のボランティア等の支援協力を得る。
- ウ) 上記支援協力の確保にあたっては、当該業務に関する事前の研修プログラムの提供を行う。
- エ) 上記措置については、平成16年度から順次実施する。

財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 財務基盤の強化に関する目標を達成するための措置

- 1) 財務方針の明確化と柔軟で機動的な運用
 - ア) 大学戦略室等作業部会による財務に係る長期予測等を踏まえ、大学として財務基本方針を策定する。
 - イ) 財務基本方針に沿って財務の強化、効果的な運用を図るため、「財務委員会」を設置する。同委員会は、事業計画への投資効果等についても適切なモニタリングを行い、必要に応じて改善に向けた助言等を行うとともに、次年度以降の計画変更等に反映する。
 - ウ) 上記措置は、平成16年度から着手する。
- 2) 高度の教育研究を可能とする財政基盤の充実
 - ア) 財務委員会は、地域共同研究センターや研究推進本部と協力し、外部資金の各種公募情報等を収集し学内に周知するとともに、学内の研究資金による成果が科研費をはじめとする外部資金の獲得・拡大につながる戦略を策定する。
 - イ) 財務委員会は、美術工芸資料館による特別展やショウジョウバエ遺伝資源センターの資源分譲等に関し、大学の収入増につながる効果的な方策について有用な情報等を収集分析し、当該施設と協力し、有料化に向けた検討を行う。
 - ウ) 上記ア)については平成16年度より予備的検討を進め、イ)については平成17年度末を目途に検討の取りまとめを行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 1) 計画的な予算執行による経済性・効率性・合理性の確保
 - ア) 予算の効率的・効果的使用を図るため、財務委員会において、重点分野への資金投入など戦略的な予算計画を策定する。
 - イ) 教職員のコスト意識の徹底を図るため、光熱水料などについてはISO認証継続活動とも関連させて、財務委員会において節減目標を定め、公表する。
 - ウ) 業務の経済性、効率性を図るため、アウトソースや学生ボランティアなどの活用について検討し、可能な業務から実施する。
 - エ) 上記措置は、平成16年度より順次着手する。
- 2) 人件費の削減
 - ア) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

1) 長期的な資金計画とリスク管理

- ア) 財務委員会は、長期の資金計画を策定し、余裕資金の運用に当たっては預託先金融機関の健全性等に細心の注意を払いながら、安全かつ有利な預託方法を選択する。
- イ) 上記資金計画については、平成16年度末を目途に策定する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置

1) 責任ある自己点検・評価体制の構築

- ア) 責任ある自己点検・評価を実施するため、「大学評価室」を設置する。
- イ) 大学評価室は、関係組織と連携を図りつつ、全学の自己点検・評価を一元的に企画・立案・実施並びに第三者評価等に対応するとともに、評価結果に基づく改善措置について検証を行う。
- ウ) 自己点検・評価結果に基づく改善すべき課題については、大学評価室から当該部署等に改善計画の提出を求め、当該改善計画及び措置について検証する。
- エ) 平成16年度中に大学評価室を設置し、自己点検・評価の視点、方法、提示すべきデータ等について定め、学内に周知する。実績等は各年度終了ごとに収集し、自己点検・評価は中期目標期間中に2回実施する。

2) 自己点検・評価結果等の学内外への公表

- ア) 自己点検・評価結果並びに改善に向けた取組みの結果については、その都度、ホームページや広報誌、報告書により学内外に広く公表する。

2 情報の提供等に関する目標を達成するための措置

1) 社会に対する積極的な情報発信による説明責任の履行と有用な情報の収集・発信

- ア) 大学における情報発信機能を強化するため、「広報センター」を設置する。
 - イ) 広報センターにおいて、社会に対して有用と思われる次のような情報を収集し、ホームページや広報誌などを通じて社会に発信する。
 - ・大学の教育研究目標、入学や学習機会に関する情報、学生の知識・能力の修得水準に関する情報、卒業生の進路に関する情報、研究課題に関する情報、財務状況、自己点検評価の状況に関する情報など
 - ロ) 情報の収集及び発信は、大学評価室と共同し、関係部署と連携しつつ行う。
 - ハ) 情報化社会におけるホームページの重要性に鑑み、社会からの多様なニーズに対応できるよう抜本的な見直し・改善を行う。
 - ニ) 広報誌の頁数（現在20頁）を増やし、内容を充実する。
- イ) 広報センターは平成16年度に設置し、活動を開始する。ただし、上記ア)のイ)及びロ)の措置は平成16年度末までに検討し、平成17年度より実施する。

2) 情報の発信と社会からの意見等の収集による双方向に開かれた大学

- ア) ホームページ上に市民等からの質問、意見等を収集するコーナーを設ける。
- イ) 上記措置は平成16年度より実施する。

その他業務運営に関する目標を達成するための措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 1) 高度な教育研究活動を支援し得る施設設備の整備
 - ア) 環境・施設委員会の体制・権限・機能を強化し、大学の発展を見通した中長期にわたるキャンパス整備計画の策定を行う。
 - イ) 環境・施設委員会は、上記キャンパス整備計画を踏まえつつ、老朽建物の耐震改修工事計画、施設利用の見直しによる効率的なスペースの再配分、共用スペースの確保によるプロジェクト研究などへの重点配分、維持管理計画等、総合的な施設マネジメントを策定し、施設設備の効果的・効率的な使用と、着実な整備を推進する。
 - ウ) 環境・施設委員会は、後述の安全管理センターと緊密な連携のもと、効果的な運用を図る。
 - エ) 上記キャンパス整備計画は、平成16年度末を目途に策定する。
- 2) 総合的な省エネ対策の推進
 - ア) 環境・施設委員会は、ISO14001の認証継続維持活動と連携して総合的な省エネ対策を検討し、省エネ活動の推進とエネルギー使用の削減のための具体的数値目標を計画し、公表する。
 - イ) 上記の計画は、平成16年度内にとりまとめる。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 1) 安全管理体制の確立
 - ア) 本学の総合的な安全衛生管理対策を企画・立案・実施するための組織として、新たに「安全管理センター」を設置する。
 - イ) 労働安全衛生法等を踏まえた施設・設備面での管理を徹底し、定期的な点検・改善を行う。
 - ロ) 危機管理マニュアルを作成し、危機管理の徹底を図る。
 - ハ) 安全衛生に関する講習会を実施し、構成員及び学生の安全衛生管理意識の向上を図る。
 - イ) 安全管理センターは、教職員による兼務のほか、必要に応じ、一定期間センターを本務とする教員で構成する。
 - ウ) 上記センターは、平成16年度に設置し、順次活動を進める。

3 環境問題への取組みに関する目標を達成するための措置

- 1) 全学的な環境問題への取組み
 - ア) 環境管理責任者の指揮の下に、環境・施設委員会、環境科学センターを中心に、ISO14001認証の継続維持活動を全学的に進める。
 - イ) 平成15年度に全学取得したISO認証を、平成16年度以降確実に継続維持充実させる。
 - ウ) 環境科学センターの体制を整備し、上記の認証継続維持活動を充実させる。

4 他大学との連携協力の強化に関する目標を達成するための措置

- 1) 教育研究開発能力(コア・コンピテンス)の向上と他大学との幅広い連携協力
- ア) 京都府立大学、京都教育大学をはじめとする近隣の大学への授業公開等による単位互換の充実とともに、「大学コンソーシアム京都」が実施する学生交流や共同事業への積極的な参加を図る。
- イ) 近隣の大学や医・工科系大学等との研究交流、共同研究事業をより組織的に展開する。
- ウ) 人事事務システム、財務会計システム、資産管理事務システム等について、各国立大学法人共通システムの構築等、事務情報化に関する連携を継続する。
- エ) 上記措置については、大学戦略室等作業部会を中心に総合的な方策を検討し、平成16年度より着手可能なものから順次実施する。

予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画

別紙のとおり

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

14億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

剰余金の使途

決算時に剰余金が発生した場合、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
小規模改修	総額 162	施設整備費補助金(162)

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

(1) 方針

本学の人材を活用し、かつ、有能な人材を確保していくことを基本として、柔軟な組織の構築等により、機動的・流動的人材配置を実現するため、長期的かつ計画的な人員配置を遂行する。

(2) 指針

職員の適性配置を推進するとともに、評価制度等を確立する。また、本学の戦略により職員の重点領域への配置を図る。

(参考)

中期目標期間中の人件費総額の見込 31,241百万円(退職手当は除く)

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

なし

(長期借入金)

なし

(リース資産)

なし

別表

各年度の学生収容定員

平成 16 年度	工芸学部	1,970人	
	繊維学部	920人	
平成 17 年度	工芸学部	1,960人	
	繊維学部	920人	
平成 18 年度	工芸科学部	2,805人	
	工芸科学研究科	746人	〔うち修士課程 608人 博士課程 138人〕
平成 19 年度	工芸科学部	2,730人	
	工芸科学研究科	828人	〔うち修士課程 690人 博士課程 138人〕
平成 20 年度	工芸科学部	2,665人	
	工芸科学研究科	828人	〔うち修士課程 690人 博士課程 138人〕
平成 21 年度	工芸科学部	2,600人	
	工芸科学研究科	828人	〔うち修士課程 690人 博士課程 138人〕

別紙

予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画

1 予 算

平成16年度～平成21年度予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	31,331
施設整備費補助金	162
施設整備資金貸付金償還時補助金	1,816
国立大学財務・経営センター施設費交付金	
自己収入	14,203
授業料及入学金検定料収入	13,937
雑収入	266
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	4,878
長期借入金収入	
計	52,390
支出	
業務費	45,534
教育研究経費	36,348
一般管理費	9,186
施設整備費	162
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	4,878
長期借入金償還金	1,816
計	52,390

〔人件費の見積り〕

中期目標期間中総額 31,241百万円を支出する。（退職手当は除く）

注）人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注）退職手当については、国立大学法人京都工芸繊維大学職員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注）組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

〔運営費交付金の算定ルール〕

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

〔学部教育等標準運営費交付金対象事業費〕

「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人件費相当額及び管理運営費の総額。L（y - 1）は直前の事業年度におけるL（y）。

「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D（y - 1）は直前の事業年度におけるD（y）。D（x）は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。）

「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。F（y - 1）は、直前の事業年度におけるF（y）。

〔学部教育等標準運営費交付金対象収入〕

「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。

（平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外）

「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。

（平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外）

〔特定運営費交付金対象事業費〕

「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D（y - 1）は直前の事業年度におけるD（y）。

「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。E（y - 1）は直前の事業年度におけるE（y）。

「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔特定運営費交付金対象収入〕

「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

$\text{運営費交付金} = A(y) + C(y)$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{ D(y - 1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数}) - D(x) \} \times (\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y - 1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y - 1) \times (\text{係数}) \pm (\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D（y）：学部・大学院教育研究経費（ 、 ）を対象。

E（y）：附属施設等経費（ ）を対象。

F (y) : 教育等施設基盤経費 () を対象。

G (y) : 特別教育研究経費 () を対象。

H (y) : 入学料収入 () 、授業料収入 () 、その他収入 () を対象。

2 . 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C (y) = L (y) + M (y)$$

$$(1) L (y) = L (y - 1) \times \text{ (係数)}$$

$$(2) M (y) = M (y)$$

L (y) : 一般管理費 () を対象。

M (y) : 特殊要因経費 () を対象。

【諸係数】

(アルファ) : 効率化係数。 1 % とする。

(ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

(ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

(イブシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、過去の実績等により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、中期計画を達成するため必要となる経費を試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	50,341
業務費	46,374
教育研究経費	7,316
受託研究費等	4,028
役員人件費	709
教員人件費	26,109
職員人件費	8,212
一般管理費	2,520
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,447
収入の部	
經常収益	50,341
運営費交付金	30,227
授業料収益	11,009
入学金収益	1,996
検定料収益	530
受託研究等収益	4,028
寄附金収益	838
財務収益	0
雑益	266
資産見返運営費交付金等戻入	708
資産見返寄附金戻入	7
資産見返物品受贈額戻入	732
臨時利益	
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	52,885
業務活動による支出	48,894
投資活動による支出	1,680
財務活動による支出	1,816
次期中期目標期間への繰越	495
資金収入	52,885
業務活動による収入	50,412
運営費交付金による収入	31,331
授業料及入学検定料による収入	13,937
受託研究等収入	4,028
寄附金収入	850
その他の収入	266
投資活動による収入	1,978
施設費による収入	1,978
財務活動による収入	-
前期中期目標期間よりの繰越金	495

〔注〕前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込額495百万円が含まれる。